

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月15日現在

機関番号：53601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520039

研究課題名（和文） カント批判哲学による「平和教育」の形而上学的基礎づけ

研究課題名（英文） The metaphysical foundations of “peace education” based on Kant’s critical philosophy

研究代表者

中村 博雄（Nakamura Hiroo）

長野工業高等専門学校・一般科・教授

研究者番号：90141887

研究成果の概要（和文）：「平和教育」の理念の本質は、「人格教育」にある。カントによれば、「人格」とは、「道徳法則」の主体、すなわち、「平和」の「存在根拠」たる「自由」の「認識根拠」の主体である。日本国憲法の精神に則って制定された「教育基本法」（2006）第1条および第2条五が謳う「平和」「人格」の哲学的根拠は、「平和」を究極目的とするカントの道徳目的論的教育学によって裏づけられる。「人格教育」のために第1に求められることは、教育関係者自身の「人格性」、すなわち「自己の完成」「他者の幸福」という「道徳目的論的自覚」である。

研究成果の概要（英文）：The idea of “peace education” consists in “education towards personality”. According to Kant, “person” is the subject of the moral law as *ratio cognoscendi* of freedom which should be *ratio essendi* of peace. The philosophical grounds of “peace” and “personality” declared in Article 1 and Article 2-(v) of the Basic Act of Education (2006) in accordance with the spirit of the Constitution of Japan correspond to Kant’s moral-teleological pedagogy for pacifism as the final end of the human being. First of all, persons concerned with education must have “personality”, that is, “moral-teleological consciousness” of “the ends that are also duties”: “one’s own perfection” and “the happiness of others”.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学、哲学・倫理学

キーワード：平和教育、人格教育、自由、道徳的目的論、カント批判哲学

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内における研究動向及び位置づけ

新「教育基本法」(2006年)は、その前文で、「日本国憲法の精神にのっとり」「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献すること」を謳っている。しかし、国会の審議録や他の文献を見ても、同基本法のこの教育理念に関して、日本国憲法の基本原理(「個人の尊重」と「平和主義」)の哲学的根拠にまで踏み込んだ議論が十分なされているとはいえない。また、同基本法が第1条(教育の目的)に掲げる「人格教育」の「人格」概念について、その形而上学的根拠にまで踏み込んだ議論がなされていない。ところが、この「人格」概念に関して、憲法学と哲学における最近の研究の進展は目覚しく、「平和教育」の議論の学術的環境はこれまでとは大きく違ってきている。

(2) 国外における研究動向及び位置づけ

国際憲法学会第4回世界大会報告書(『法律時報』1996年68巻)やフランスの学術誌 *Cités* (日本特集)(下の◎)が示しているように、海外において、日本国憲法の平和主義に対する関心が高まっている。そのような中、カントの批判的方法によって日本国憲法の基本原理を哲学的に基礎づけるという私の取り組みは、次に示す国際学会◎・セミナー◎・学術誌◎において高い評価を得るとともに、海外の研究者に新鮮な材料を提供した。— ◎カント没後200年記念チュニス国際学会(平成16年12月)、第10回国際カント学会(平成17年9月、サンパウロ)、第12回国際啓蒙主義学会(平成19年7月、モンペリエ)、◎フランス国立科学アカデミー(CNRS)の哲学・経済学セミナー(平成18年1月、エクサンプロバンス)、«Cercle de Cités»(*Cités*編集者会

議、パリ)、© *Cités* (No. 27, PUF, 2006)。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「新『教育基本法』(2006年12月22日施行)前文および第1条(教育の目的)で謳われている“平和”概念に焦点を当て、哲学(カント批判哲学)と憲法学(日本国憲法)の両面から“平和教育”の理念の本質を明らかにし、その理念の普遍性とその実践のための形而上学的根拠を示すこと」にある。本研究は、平成18年度から続けてきた「平和的生存権」に関する研究(科研費基盤研究(C)、課題番号:18520031)の発展である。

憲法学の重鎮である佐藤幸治教授の最新の著書『現代国家と人権』(有斐閣、平成20年)の問題提起(同書77~188頁)を基に、次のような検討を行う。— (1) 憲法学において最も有力視されている「人格的自律権」論を基に、この基本原理に依拠する新「教育基本法」の「人格」(第1条、第3条)概念の憲法学的・哲学的本質を明らかにする。(2) 最新の拙著『カント批判哲学による“個人の尊重”(日本国憲法13条)と“平和主義”(前文)の形而上学的基礎づけ』(成文堂、2008年)第2部VI章「教育について」で問題提起した論点を軸に、「教育」の本質の批判哲学的考察をさらに深め、上記「人格的自律権」論と重ねて、「人格教育」(同基本法第1条「教育の目的」)の形而上学的本質を明らかにする。(3) 同基本法が究極目的とする「平和教育」(同基本法前文)の普遍性とその実践のための形而上学的根拠を明らかにする。

3. 研究の方法

国際学会での議論を基に、国内外の最新の文献を精査しながら研究を進める。

(1) 平成22年度

① 第13回国際18世紀学会(2011年7月、

Graz/Austria) で口頭発表し、問題の核心について海外の研究者と意見を交わす。発表題目：Kants pädagogischer Entwurf zum ewigen Frieden – „Erziehung zur Persönlichkeit“.

② 憲法学からの問題提起の分析と回答

佐藤幸治教授の最新の著書『現代国家と人権』（前掲）第二章「憲法と『人格的自律権』」（87～93頁、100～118頁、119～145頁）で憲法学の立場から問題提起されている「自由」「公共性」といった形而上学的課題を受けて、カント研究の立場から、これらの問題を批判哲学的に考察し、同概念の今日的意義と発展性、そしてその形而上学的根拠を明らかにする。

③ 2008年の著書で残した問題の検討

拙著『カント批判哲学による“個人の尊重”（日本国憲法13条）と“平和主義”（前文）の形而上学的基礎づけ』（上掲）で残した「幸福追求権」「自己決定権」に関する具体的人権の問題について、上の佐藤教授の問題提起を指針にしながら考察を深める。

(2) 平成23年度

第13回国際18世紀学会での口頭発表とそこでの議論を基に、「教育基本法」の基本理念の普遍性とその実践可能性を批判哲学的に解明する。

① 「教育」の本質の哲学的解明

カントの *Über Pädagogik* を中心に教育関係の他の諸論文を参照しながらカントの教育論を根本から再検討し、そもそも「教育」とは何か、時代を越えた「教育の理念」とは何かをおさえる。その上で、現実社会が直面している教育問題の根源を明らかにする。

② 新「教育基本法」の基本精神について

新「教育基本法」の理念（前文）を日本国憲法の基本原理（国民主権・基本的人権の尊重・平和主義）と照らし合わせながら精読し、

同基本法を支える基本精神とその根本課題を明らかにする。そして、この根本課題と上の①の成果を基に、「平和教育」の本質を哲学的に考察する。

③ 基本理念の批判哲学的解析

拙著（上掲）でその有効性が確認されたカントの「批判的方法」を新「教育基本法」に適用して、同基本法前文・第1条・第2条五・第3条に謳われている教育理念・教育目的・目標の普遍性とその実践・実現の可能性を批判哲学的に証明する。

(3) 平成24年度

前年度までの研究を総括する。

① 「平和教育」の形而上学的解析

「人格」および「人格的自律権」の本質、さらには「教育」の本質に関する前年度までの研究成果を基に、新「教育基本法」が「教育の目的」（第1条）・「教育の目標」（第2条五）とする「平和教育」とそのための「人格教育」の本質、その普遍性、さらにその実践・実現の形而上学的根拠を明らかにする。

② 「平和教育」の実践・実現の課題と解決策

以上の解明をとおして、次の問いに答える。「教育基本法」が目指す「平和教育」は可能か？ 可能であるとすればそれはどのような教育であるのか？ その教育原理は何か？ その教育原理は普遍的原理といえるか？ それは実践・実現可能な原理であるか？

③ 総括

最終段階として、3年間の研究成果を著書の形にまとめ、出版する。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

① 「平和教育」の形而上学的解析

カント独自の道徳的目的論に基づいて、次のように解析した。(a)「平和教育」の要は「人格教育」にあり、「人格」概念が問題の

核心である。(b) カントによれば、「人格」は「自由(自律)」の主体である。そして、「自由」概念は人間存在に本質的なア・プリオリな概念である。(c) この概念の普遍性は批判哲学によって、また、その実践可能性はカント独自の道徳的目的論によって形而上学的に根拠づけられる。

② 「平和教育」の実践・実現の課題と解決策
カントの道徳的目的論によれば、新「教育基本法」の目的・目標である「平和教育」は、実現可能な教育であり、それを可能にするのは「人格教育」である。「人格教育」の原理は、第1に「自由(自律)」であり、第2に「自己の完成」「他者の幸福」の道徳的目的論的自覚である。「自由(自律)」の実在性と普遍性はカントの「批判的」方法によって、また、その実践・実現の可能性はカント独自の「道徳的目的論」によって根拠づけが可能である。「教育基本法」に関する、ひいては「教育」そのものに関するこれまでの(そして現在の)議論に決定的に欠けていた(欠けている)論点は、以上の「人格」概念の形而上学的理解であった。教育関係者がこのことに気づき、教育論の本筋に立ち戻ることを願ってやまない。

③ 総括

以上の研究成果を、2冊の著書(1冊はドイツの研究者との共編著、1冊はドイツ語による単著)としてまとめ、日本およびドイツで出版した(下記〔図書〕欄参照)。

(2) 研究成果の国内外における位置づけ

① 国内における位置づけ

「教育基本法」の理念の普遍性とその実践・実現の可能性が初めて批判哲学的に基礎づけられたことにより、同法に関して、今後、独断的あるいは懐疑的な議論が避けられるものと思われる。

② 国外における位置づけ

拙著 *Für den Frieden* の結論部にあたる §34・§35・§36 によって、海外の識者は、日本の「教育基本法」が謳う「人格教育」のカント的解析と今日的価値を初めて知ることになった。

(3) 研究成果の国内外におけるインパクト

① 国内におけるインパクト

上記2書によって、日本で初めて、フリートレンダー／ミュノーナという思想家の存在とこの思想家の平和論・教育論、さらにはその根底にある独自のカント論が紹介された。そのインパクトの一端は、「S・フリートレンダーの平和論と教育論に見るカント永遠平和論の可能性と課題」と題する新たな研究課題が平成25年度科研費(基盤研究(C))に採択されたことから見て取れる。

② 国外におけるインパクト

上記 *Für den Frieden* の内容が評価され、2013年4月にカント縁の地ケーニヒスベルク(現カリーニングラード)で開催された“Kant-Tage 2013”で講演した。また、ドイツのフリートレンダー／ミュノーナ全集の編者との間に、新たな共著の出版計画が浮上している。

(4) 今後の展望

① 科研費研究の展開

研究の新たな展開に対して、すでに平成25年度から3年間の科研費研究が採択されている(基盤研究(C)、課題番号:25370038、研究題目:「S・フリートレンダーの平和論と教育論に見るカント永遠平和論の可能性と課題」)。申請時の計画に沿って研究を進め、さらに展開させる。

② 著書出版に向けて

上の科研費研究の計画では、最終年度に、日本語あるいはドイツ語の著書の出版を計

画している。これらの著書の執筆をとおして、研究がさらに新たな方向へと展開するものと予想される。書名は、『ザーロモ・フリートレンダーの平和教育論に見るカント永遠平和論の可能性と課題』、あるいは *Myonona und Japan* を考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

中村博雄「日本国憲法の基本原理とカント哲学」、『ぷらくしす』、通巻第11号、2010年3月、pp.11-25.

〔学会発表〕(計1件)

Hiroo Nakamura, Kants pädagogischer Entwurf zum ewigen Frieden – „Erziehung zur Persönlichkeit“, 13. Internationaler Kongress zur Erforschung des 18. Jahrhunderts, 2011年7月26日, Graz, Austria.

〔図書〕(計2件)

① Hiroo Nakamura, *Für den Frieden*, libri nigri 16, Verlag Traugott Bautz, Nordhausen 2012, 156 S.

② ハルトムート・ゲールケン、デートレフ・ティール、中村博雄共編／中村博雄訳『理性と平和 — ザーロモ・フリートレンダー／ミュノーナ政治理論作品選集 (*Vernunft und Frieden. Ausgewählte Texte zur politischen Theorie von Salomo Friedlaender/ Mynona*)』、新典社、2012年、256頁。

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕(計0件)

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 博雄 (NAKAMURA HIROO)

長野工業高等専門学校・一般科・教授

研究者番号: 90141887

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし